

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

減額分の役員報酬の一括支給

Q : 当社は、業界の不況で業績不振が続いていたため、2年前に株主総会の決議により役員報酬を従来に比し20%カットし、そのまま現在に至っています。

最近ようやく業績が回復してきたので、役員報酬を減額前の金額に戻し、既往のカット分の合計額を一括して支給しようと思っています。税務上何か問題が生じますか。

A : 既往カット分の一括支給は、税務上は役員賞与を支給したものと見なされ、損金算入は認められません。

【解説】

役員給与について税法は、定期の給与は報酬、臨時的な給与は賞与と定めています。

役員報酬を過去に遡って増額する場合において、その増額が定時株主総会において行われ、かつ、その増額を決議した日を含む事業年度の期首までの遡及である場合には、その差額支給額は、報酬として認められます。

しかし、それ以前に遡及して差額支給すること又は臨時株主総会で期首まで遡及して差額支給することとしたような場合のその支給額は、臨時の給与である賞与として取り扱うこととされています。

したがって、ご質問のように、仮に業績不振のためにした減額分を回復するための増額であっても、減額時まで遡って増額支給するようなものは、役員賞与として取り扱われることになります。

